

人事委員会年報

令和7年度

令和8年6月

青森県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 令和7年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	7
3 条例案に対する意見	8
第2 事務局	9
1 組 織	9
2 令和7年度予算	10
第3 任 用	11
1 競 争 試 験	11
2 選 考	22
(1) 採用選考	22
(2) 選考試験	24
第4 給 与	25
1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月6日）	25
(1) 報 告	25
(2) 勧 告	35
2 職員の給与制度の動き	38
第5 勤務時間、休日及び休暇等	41
第6 審 査	42
1 不利益処分についての審査請求	42
2 勤務条件に関する措置要求	42
3 公務災害補償の実施についての審査請求	42
4 職員の苦情の処理	43
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	43
第7 労働基準監督機関の職権行使	44
1 労働基準法別表第一の号別区分	44
2 事業所調査等	44
(1) 事業所調査	44
(2) 時間外勤務等の実施状況調査	45
3 その他の職権行使の状況	45
(1) 労働基準法関係	45
(2) 労働安全衛生法関係	45

第8	職員団体等	47
1	職員団体の登録	47
	(1) 令和7年度における変更登録の状況	47
	(2) 令和7年度末における登録職員団体の状況	47
2	管理職員等の範囲の指定	51
	(1) 県関係	51
	(2) 委託関係	53
第9	公平委員会事務の受託	54
1	市町村関係	54
2	一部事務組合関係	55
3	広域連合関係	55
第10	その他	56
1	年間の主な動き	56
2	各種会議実施状況	57
	(1) 全国人事委員会連合会関係	57
	(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	58
	(3) 全国人事委員会事務局長会議	62

第1 人事委員会

1 人事委員会委員

職名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	奥崎 栄一	令和 7. 4. 1～ 令和 11. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	千田 晶子	令和 4. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	非常勤	NPO 法人顧問
委員	森 理恵	令和 5. 4. 1～ 令和 9. 3. 31	非常勤	弁護士

2 人事委員会会議

(1) 令和7年度における会議の開催状況

会議名	開催	議 題	公布、公示 年月日
第1回委員会	7. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 委員長の選任 ○ その他 委員長職務代理者の指定 	
第2回委員会	7. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・通常枠）実施計画案 2 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（夏期））実施計画案 3 退職手当の支給制限処分を受けるべき者に対する口頭意見陳述等の意向確認及び書面の提出要求 4 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）に係る証拠の採否 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 2 職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による意見に当たっての検討（第1回） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度業務執行計画及び主な議決事項・協議事項等 2 令和7年度採用試験に係る採用予定人員 3 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠S P I方式）実施状況 4 令和7年職種別民間給与実態調査の概要 	7. 5. 7 7. 5. 7

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
		5 令和7年（審）第1号事案及び同第2号事案に係る処分の見直しに伴う対応について 6 令和6年度における職員からの苦情相談の処理状況	
第3回委員会	7. 5.12	○ 議 案 1 人事委員会規則2-2（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-199（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 ○ 報 告 不利益処分に関する審査請求の取下げについて ○ その他 令和6年度職員採用試験合格者の採用状況	7. 5.23 7. 5.23 7. 5.23
第4回委員会	7. 5.30	○ 議 案 1 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠SPI方式（行政職））の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 ○ 報 告 不利益処分に関する審査請求の取下げについて ○ その他 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・通常枠及び大学卒業程度・社会人枠（夏期））の申込状況	7. 6. 9
第5回委員会	7. 6.16	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による意見に当たっての検討（第2回） ○ その他 令和6年度採用選考の実施状況	
第6回委員会	7. 6.25	○ 議 案 1 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠SPI方式（技術職））の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和7年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）実施計画案 3 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（夏期））実施計画の変更について 4 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則13-9（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則案 7 職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による意見	7. 7. 4 7. 7. 2 7. 7. 2 7. 7. 2

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第7回） ○ 協 議 令和7年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案 ○ その他 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の開催について 	
第7回委員会	7. 7. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））実施計画案 2 人事委員会規則7－85（寒冷地手当）の一部を改正する規則案 ○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第8回） ○ その他 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の議題に対する回答 	7. 8. 8 7. 7. 23
第8回委員会	7. 8. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・通常枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第9回） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験の実施 2 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の流れ 3 本年の人事院の報告及び勧告の概要について 	
第9回委員会	7. 8. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回） ○ 審 理 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の審理（第10回） ○ その他 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議の資料等 	
第10回委員会	7. 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（夏期））の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） ○ その他 令和7年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）申込状況について 	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第11回委員会	7. 9. 10	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回） ○ その他 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））申込状況について	
第12回委員会	7. 9. 17	○ 議 案 1 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 2 人事委員会規則7-199（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を改正する規則案 3 不利益処分に関する審査請求の受理及び当該審査請求に係る事案の審査に関する事務の専決について ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	7. 9. 26
第13回委員会	7. 9. 24	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第5回）	
第14回委員会	7. 9. 30	○ 議 案 1 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））実施計画の変更について 2 令和7年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）実施計画の変更について 3 職員の給与等に関する報告及び勧告案	
第15回委員会	7. 10. 22	○ 議 案 1 人事委員会規則7-111（特地勤務手当等）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則9-5（公立の小中学校、中学校等の特定管理監督職群を構成する管理監督職）案 ○ その他 1 令和7年各都道府県人事委員会の報告及び勧告の概要 2 事業所視察の日程	7. 10. 29 7. 10. 27
第16回委員会	7. 11. 13	○ 議 案 令和7年度青森県職員採用試験（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 令和7年各都道府県人事委員会の報告及び勧告の概要	
第17回委員会	7. 11. 25	○ 議 案 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 令和7年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について	

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第18回委員会	7. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 令和7年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠（秋期））の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ 協 議 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の裁決に当たっての検討（第1回） ○ その他 令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験実施結果 	
第19回委員会	7. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則7-62（初任給調整手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-65（宿日直手当）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 ○ 審 理 令和7年（審）第3号事案（戒告処分取消請求）の審理（第1回） 	<p>7. 12. 15</p> <p>7. 12. 15</p> <p>7. 12. 15</p>
第20回委員会	7. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則7-10（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 2 人事委員会規則7-38（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-133（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験に係る見直し 2 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の裁決に当たっての検討（第2回） 	<p>7. 12. 24</p> <p>7. 12. 24</p> <p>7. 12. 24</p>
第21回委員会	8. 1. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験に係る見直し 2 警察官採用試験に係る見直し ○ 審 理 令和7年（審）第3号事案（戒告処分取消請求）の審理（第2回） 	8. 1. 23
第22回委員会	8. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則7-111（特勤勤務手当等）の一部を改正する規則案 2 不利益処分に関する審査請求の受理及び当該審査に係る事案の審査に関する事務の専決について ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和8年度青森県職員採用試験全体計画 2 令和8年度青森県警察官採用試験全体計画 	8. 2. 6

会議名	開催	議題	公布、公示年月日
第23回委員会	8. 2. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和8年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・早期枠S P I方式）実施計画案 2 令和8年度青森県警察官採用試験（警察官A・早期枠S P I方式）実施計画案 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 教職員の働き方改革に対する人事委員会における対応 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 規則案文の訂正 	8. 3. 2
第24回委員会	8. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 不利益処分に関する審査請求の受理及び当該審査請求に係る事案の審査に関する事務の専決 2 不利益処分に関する審査請求の裁決 ○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> 1 「青森県職員次世代育成支援・女性活躍推進プラン（前期計画）」素案に対する人事委員会の考え方及び今後の対応 2 令和6年（審）第1号事案（懲戒免職処分取消請求）の裁決に当たっての検討（第3回） 	
第25回委員会	8. 3. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上） 2 職員の採用選考 3 勤務延長の期限の延長承認 4 一般任期付職員の採用の承認（知事部局） 5 一般任期付職員の任期の更新の承認（知事部局） 6 一般任期付職員の任期の更新の承認（病院局） 7 人事委員会規則7-10（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則 8 人事委員会規則7-44（通勤手当）の一部を改正する規則 9 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則 10 人事委員会規則7-95（地域手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則 11 人事委員会規則7-162（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則 12 人事委員会規則7-166（扶養手当）の一部を改正する規則 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 1 令和7年度労働基準法・労働安全衛生法等適用状況調査の実施結果 2 「学校における働き方改革プラン（令和8年度～令和10年度）」の策定 	<p>8. 3. 30</p> <p>8. 3. 23</p> <p>8. 3. 18</p> <p>8. 3. 23</p> <p>8. 3. 23</p> <p>8. 3. 23</p>

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第26回委員会	8. 3. 24	○ 議 案 1 令和8年度青森県警察官採用試験（警察官A・通常枠）実施計画案 2 給料表の適用に係る別段の取扱いの承認（知事部局） 3 給料表の適用に係る別段の取扱いの承認（警察本部） 4 人事委員会規則7-38（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則 5 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則 6 人事委員会規則7-51（へき地手当等）の一部を改正する規則 7 人事委員会規則7-67（管理職手当）の一部を改正する規則 8 人事委員会規則12-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則 9 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則 ○ その他 令和8年4月定例人事異動（人事委員会事務局全体）	 8. 3. 30 8. 3. 30 8. 3. 30 8. 3. 30 8. 3. 31 8. 3. 30

(2) 総 括

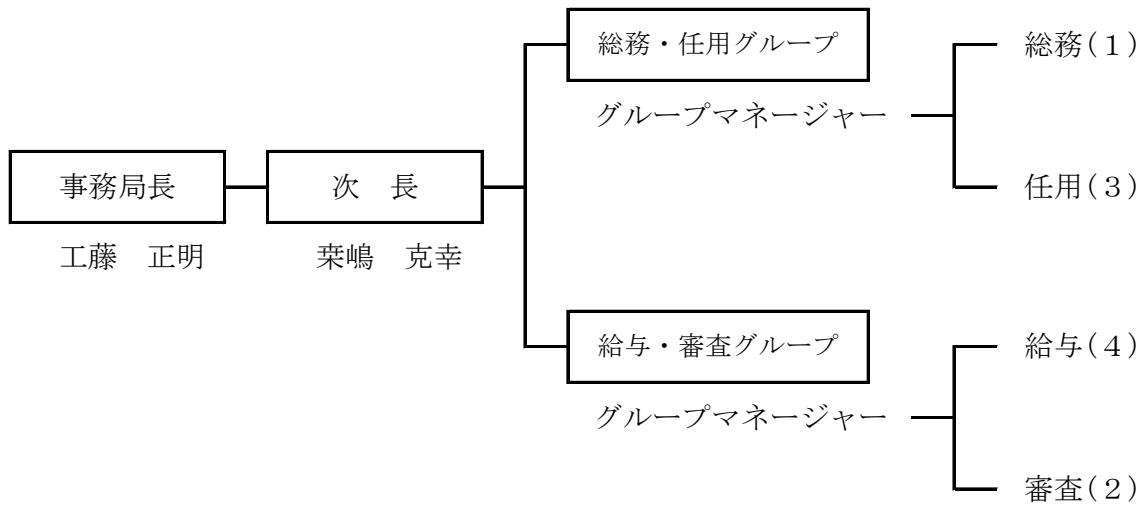
開催回数		議 案									議 案 以 外					合
定	臨	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小計	審	報	協	その他	小計	計
例	時															
会	会															
26		31		17		5	6	3	6	68	6	2	18	28	54	122

3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議 案 番 号	件 名	意 見
7. 6. 16	第322回定例会 (令和7年6月) 議案第1号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業について当該時間等を定め、及び一日につき二時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業に係る承認の要件等を改めるためのものであり、適当であると考ええる。
7. 6. 16	第322回定例会 (令和7年6月) 議案第2号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、警察職員に係る災害応急警備等手当の支給限度額を引き上げるためのものであり、適当であると考ええる。
7. 9. 17	第323回定例会 (令和7年9月) 議案第6号	職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとし、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行役務提供者に対し旅費に相当する金額を支払うことができることとし、旅行者が条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた場合において当該旅行者から返納させることに代えて当該旅行者の給与等から差し引くことができることとする等のためのものであり、適当であると考ええる。
7. 11. 25	第324回定例会 (令和7年11月) 議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、令和7年10月6日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象職員の範囲を拡大し、並びに義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに支給限度額を引き上げるためのものであり、適当であると考ええる。
7. 11. 25	第324回定例会 (令和7年11月) 議案第17号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、教職調整額の額を改定し、及び指導改善研修被認定者に教職調整額を支給しないこととするためのものであり、適当であると考ええる。
7. 11. 25	第324回定例会 (令和7年11月) 議案第18号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、多学年学級担当手当を廃止するためのものであり、適当であると考ええる。

第2 事務局

1 組織



※ () 内は職員数

2 令和7年度予算

歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
15 款 諸収入	574	0	574	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 (市) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 24 (一部事務組合等) =144 定額分 64 団体 574
4 項 受託事業収入	574	0	574	
1 目 総務受託事業収入	574	0	574	
2 節 人事委員会費	574	0	574	
市町村公平 委員会事務	574	0	574	

歳出

一般会計

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	154,536	△ 8,980	145,556	
1 目 委員会費	28,849	△ 6,630	22,219	(1) 管理費 7,819
1 節 報酬	5,868		5,868	(2) 職員費 1,029
7 節 報償費	281	△ 41	240	(3) 試験費 13,371
8 節 旅費	3,742	△ 1,969	1,773	
9 節 交際費	19		19	
10 節 需用費	4,445	△ 25	4,420	
11 節 役務費	8,229	△ 4,109	4,120	
12 節 委託料	1,581	△ 121	1,460	
13 節 使用料及び 賃借料	1,634	△ 366	1,268	
17 節 備品購入費	83	187	270	
18 節 負担金補助 及び交付金	2,967	△ 186	2,781	
2 目 事務局費	125,687	△ 2,350	123,337	
1 節 報酬	3,410	224	3,634	(1) 事務費 2,451
2 節 給料	58,946	△ 194	58,752	(2) 人件費 120,886
3 節 職員手当等	39,947	△ 1,564	38,383	
4 節 共済費	20,781	△ 826	19,955	
8 節 旅費	152	10	162	
9 節 交際費	18		18	
10 節 需用費	2,169		2,169	
11 節 役務費	140		140	
13 節 使用料及び 賃借料	124		124	

第 3 任 用

1 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項本文）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

令和7年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は早期枠・SPI方式と通常枠を合わせて前年度比38.9%増、大学卒業程度（社会人枠）は夏期実施と秋期実施を合わせて前年度比24.3%増、短大卒業程度は前年度比16.7%増、高校卒業程度は前年度比18.2%減となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は1.1%減、女性は前年度と同じ、警察官Bは前年度比で男性は18.5%減、女性は28.1%減となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度 (早期枠・SPI方式)	242 (17)	230 (16)	134 (12)	111 (11)	74 (4)	3.1 (4.0)	51 (3)	
大 卒 程 度 通 常 枠	272 (353)	224 (300)	178 (244)	166 (230)	111 (159)	2.0 (1.9)	75 (107)	
大 卒 程 度 社会人枠 (夏期)	93 (136)	87 (128)	53 (36)	47 (33)	28 (22)	3.1 (5.8)	26 (19)	
大 卒 程 度 社会人枠 (秋期)	76 (-)	73 (-)	24 (-)	17 (-)	12 (-)	6.1 (-)	10 (-)	
短 大 卒 程 度	7 (6)	6 (5)	6 (4)	5 (4)	2 (3)	3.0 (1.7)	2 (3)	
高 卒 程 度	126 (154)	118 (135)	111 (126)	108 (121)	76 (78)	1.6 (1.7)	54 (48)	
警 察 官 試 験	警 察 官 A (男 性)	91 (92)	60 (62)	53 (57)	34 (44)	23 (31)	2.6 (2.0)	17 (22)
	警 察 官 A (女 性)	32 (32)	16 (21)	15 (21)	14 (12)	10 (9)	1.6 (2.3)	6 (6)
	警 察 官 A (武道指導/柔道)	2 (3)	2 (3)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1.0 (3.0)	2 (1)
	警 察 官 A (武道指導/剣道)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0 (2.0)	1 (1)
	警 察 官 B (男 性)	150 (184)	129 (140)	120 (124)	104 (92)	48 (46)	2.7 (3.0)	31 (28)
	警 察 官 B (女 性)	46 (64)	38 (54)	38 (52)	34 (44)	15 (18)	2.5 (3.0)	11 (15)
合 計	1,138 (1,043)	984 (866)	735 (678)	643 (593)	402 (372)	2.4 (2.3)	286 (253)	

(注) 1 () 内は、令和6年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

(1) 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度 ・早期枠 SPI方式	7. 3. 3	7. 3. 3 ～ 3. 28	7. 4. 2～4. 15 のうち受験者が 選択する日 (7. 4. 21)	7. 5. 16 ～ 5. 18 (7. 6. 3)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 総合社会教育センター	7. 5. 30
				【面接試験】 7. 5. 24, 5. 25 【専門・論文試験】 7. 6. 15 (7. 6. 27)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 総合社会教育センター (専門・論文試験) 東京国際フォーラム	7. 6. 25
大卒程度 ・通常枠	7. 5. 7	7. 5. 7 ～ 5. 23	7. 6. 15 (7. 6. 24)	7. 7. 19, 7. 20, 7. 22, 7. 24 ～ 7. 27 (7. 8. 12)	第1次 青森高校 東京国際フォーラム 第2次 自治研修所	7. 8. 8
大卒程度 ・社会人枠 (夏期)	7. 5. 7	7. 5. 7 ～ 5. 23	7. 6. 6～6. 19 のうち受験者が 選択する日 (7. 7. 4)	7. 8. 16, 8. 17 (7. 9. 12)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 自治研修所	7. 9. 1
			7. 6. 15 (7. 7. 4)		第1次 青森高校 東京国際フォーラム 第2次 自治研修所	
大卒程度 ・社会人枠 (秋期)	7. 8. 8	7. 8. 8 ～ 8. 29	7. 9. 17～9. 30 のうち受験者が 選択する日 (7. 10. 9)	7. 11. 15 (7. 12. 4)	第1次 SPI3テストセンター 第2次 総合社会教育センター	7. 11. 28
			7. 9. 28 (7. 10. 9)		第1次 青森工業高校 第2次 総合社会教育センター	
短大程度	7. 7. 4	7. 8. 1 ～ 8. 22	7. 9. 28 (7. 10. 8)	7. 10. 28 ～ 10. 31 (7. 11. 18)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校	7. 11. 13
高卒程度					第2次 総合社会教育センター	
警察官A 試験	7. 4. 28	7. 4. 28 ～ 6. 16	7. 7. 13 (7. 7. 18)	7. 8. 28, 8. 29 (7. 9. 22)	第1次 警察学校 弘前工業高校 YSアリーナ八戸 ソニックシティ 第2次 警察学校	7. 9. 22
警察官B 試験	7. 7. 7	7. 7. 7 ～ 8. 27	7. 9. 28 (7. 10. 3)	7. 11. 13 ～ 11. 15 (7. 12. 5)	第1次 青森工業高校 弘前中央高校 八戸東高校 むつ警察署 ソニックシティ 第2次 警察学校	7. 12. 5

(2) 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [8. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度 ・早期卒 SPI方式	次のいずれかに該当する者 ① 平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 SPI3 [基礎能力検査 性格検査]	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 専門試験(行政、警察行政、病院運営を除く。) 択一式 40題 (2時間) 面接試験 [グループワーク 個別面接 ※行政、警察行政、病院運営はプレゼンテーション含む。]
大卒程度 ・通常卒	次のいずれかに該当する者 ① 平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成16年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師、保健師(病院)を除く。) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
大卒程度 ・社会人卒 (夏期)	昭和41年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下] 民間企業等における職務経験を5年以上(令和7年4月末時点)有する者	1 SPI3(行政、警察行政、病院運営のみ) [基礎能力検査 性格検査] 2 専門試験(行政、警察行政、病院運営を除く。) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 [職務経歴シート アピールシート]	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査(行政、警察行政、病院運営を除く。) 面接試験 [グループワーク 個別面接]

試験の種類	受験資格 [8. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度・社会人枠 (秋期)	昭和41年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下] 民間企業等における職務経験を5年以上(令和7年4月末時点)有する者	1 SPI3(行政) [基礎能力検査 性格検査] 2 専門試験(総合土木) 択一式 30題 (2時間) 3 アピールシート試験 [職務経歴シート アピールシート]	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査(総合土木) 面接試験 [グループワーク 個別面接]
短大卒程度	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (栄養士・司書・総合土木) 択一式 40題(2時間) (農学・林業) 記述式 8題(2時間) (畜産) 記述式 7題(2時間)	筆記試験 1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]
高卒程度	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]		

試験の種類	受験資格 [8. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
警察官A試験	平成5年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 - 2時間30分 警察官B試験 - 2時間	1 論(作)文試験 1題(1時間) 2 面接試験 [集団面接 個別面接] 3 適性検査
警察官B試験	平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査

(3) 実施状況

試験の種類	試験職種	採用 予定 人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込 倍率 (A/C)	受験 倍率 (B/C)	計	採 用 者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者 (C)	合格者 (C)				知事 部局	病院 局	警察 本部	教育 委員会	小中 学校	各種 委員会
大卒程度・ 早期卒 SPI方式	行 政	34	177	169	95.5	73	61	34	5.2	5.0	18	16			2		
	警 察 行 政	4	8	8	100.0	8	7	4	2.0	2.0	3			3			
	病 院 運 営	7	10	10	100.0	10	9	7	1.4	1.4	6		6				
	化 学	2	4	3	75.0	3	2	2	2.0	1.5	2	2					
	心 理	3	3	3	100.0	3	3	3	1.0	1.0	3	3					
	福 祉	4	5	5	100.0	5	5	4	1.3	1.3	2	2					
	農 学	6	10	9	90.0	9	6	6	1.7	1.5	6	6					
	畜 産	2	4	3	75.0	3	2	2	2.0	1.5	2	2					
	林 業	2	3	3	100.0	3	1	1	3.0	3.0	1	1					
	水 産	3	5	5	100.0	5	4	3	1.7	1.7	2	2					
	総 合 土 木	7	9	8	88.9	8	7	6	1.5	1.3	4	4					
	建 築	2	4	4	100.0	4	4	2	2.0	2.0	2	2					
計		76	242	230	95.0	134	111	74	3.3	3.1	51	40	6	3	2		
大卒程度・ 通常卒	行 政	82	202	168	83.2	138	128	82	2.5	2.0	53	46			7		
	警 察 行 政	2	5	4	80.0	2	2	2	2.5	2.0	2			2			
	化 学	2	4	1	25.0	1	1	1	4.0	1.0							
	心 理	8	4	4	100.0	4	4	2	2.0	2.0	1	1					
	福 祉	9	7	5	71.4	3	3	2	3.5	2.5	1	1					
	保 健 師	3	5	5	100.0	5	5	3	1.7	1.7	3	3					
	保 健 師 (病院)	1	3	3	100.0	3	3	1	3.0	3.0	1		1				
	農 学	20	13	10	76.9	8	8	7	1.9	1.4	4	4					
	畜 産	2	5	4	80.0	1	1	1	5.0	4.0	1	1					
	林 業	2	3	3	100.0	3	2	2	1.5	1.5	2	2					
	水 産	6	6	4	66.7	2	1	1	6.0	4.0	1	1					
	総 合 土 木	21	9	8	88.9	6	6	5	1.8	1.6	5	5					
	建 築	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0	1	1					
	建 築 (警察)	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0							
設 備	1	2	1	50.0	0	—	—	—	—								
計		161	272	224	82.4	178	166	111	2.5	2.0	75	65	1	2	7		

試験の種類	試験職種	採用予定人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込倍率 (A/C)	受験倍率 (B/C)	計	採用者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者 (C)	合格者 (C)				知事 部局	病院 局	警察 本部	教育 委員会	小中 学校	各種 委員会
大卒程度・ 社会人枠 (夏期)	行政	11	56	52	92.9	22	16	9	6.2	5.8	7	7					
	警察行政	2	7	7	100.0	6	6	2	3.5	3.5	2			2			
	病院運営	3	5	5	100.0	5	5	3	1.7	1.7	3		3				
	化学	2	3	2	66.7	2	2	2	1.5	1.0	2	2					
	心理	2	0	-	-	-	-	-	-	-							
	福祉	4	8	8	100.0	8	8	4	2.0	2.0	4	4					
	保健師	1	1	1	100.0	1	1	1	1	1.0	1	1					
	保健師(病院)	1	2	2	100.0	2	2	1	2	2.0	1		1				
	農学	4	1	1	100.0	1	1	1	1	1.0	1	1					
	畜産	2	3	2	66.7	2	2	2	1.5	1.0	2	2					
	林業	1	0	-	-	-	-	-	-	-							
	水産	1	1	1	100.0	1	1	1	1	1.0	1	1					
	総合土木	5	3	3	100.0	1	1	1	3.0	3.0	1	1					
	建築	1	1	1	100.0	1	1	0	-	-							
	設備	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0	1	1					
計		41	93	87	93.5	53	47	28	3.3	3.1	26	20	4	2			
社会人枠 (秋期)	行政	10	74	71	95.9	22	15	10	7.4	7.1	9	9					
	総合土木	5	2	2	100.0	2	2	2	1.0	1.0	1	1					
	計		15	76	73	96.1	24	17	12	6.3	6.1	10	10				
短大卒 程度	栄養士	1	2	2	100.0	2	2	1	2.0	2.0	1					1	
	司書	1	5	4	80.0	4	3	1	5.0	4.0	1				1		
	計		2	7	6	85.7	6	5	2	3.5	3.0	2				1	1
高卒程度	一般事務	25	51	47	92.2	47	46	25	2.0	1.9	15	15					
	教育事務	47	45	44	97.8	41	40	33	1.4	1.3	24				9	15	
	警察事務	7	12	12	100.0	11	11	7	1.7	1.7	6			6			
	農学	3	3	3	100.0	2	2	2	1.5	1.5	2	2					
	畜産	2	0	-	-	-	-	-	-	-							
	林業	2	5	2	40.0	2	2	2	2.5	1.0	1	1					
	総合土木	7	10	10	100.0	8	7	7	1.4	1.4	6	6					
計		93	126	118	93.7	111	108	76	1.7	1.6	54	24		6	9	15	
警察官試験	警察官A (男性)	41	91	60	65.9	53	34	23	4.0	2.6	17			17			
	警察官A (女性)	10	32	16	50.0	15	14	10	3.2	1.6	6			6			
	警察官A (武道指導/柔道)	2	2	2	100.0	2	2	2	1.0	1.0	2			2			
	警察官A (武道指導/剣道)	2	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1			1			
	警察官B (男性)	36	150	129	86.0	120	104	48	3.1	2.7	31			31			
	警察官B (女性)	10	46	38	82.6	38	34	15	3.1	2.5	11			11			
	計		101	322	246	76.4	229	189	99	3.3	2.5	68			68		
合計		489	1,138	984	86.5	735	643	402	2.8	2.4	286	159	11	81	19	16	

- (注) 1 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。
2 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校・義務教育学校に係る人員を記載した。
3 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

(4) 参考(学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調)

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大 卒 程 度 ・ 早 期 卒 S P I 方 式	行政	男	4	4		107	100	19	2	2		3	3					116	109	19
		女	1	1		58	57	15				2	2					61	60	15
		計	5	5		165	157	34	2	2		5	5					177	169	34
	警察行政	男				2	2	1										2	2	1
		女				6	6	3										6	6	3
		計				8	8	4										8	8	4
	病院運営	男				4	4	3										4	4	3
		女				6	6	4										6	6	4
		計				10	10	7										10	10	7
	化学	男	2	2	1	2	1	1										4	3	2
		女																		
		計	2	2	1	2	1	1										4	3	2
	心理	男																		
		女	1	1	1	2	2	2										3	3	3
		計	1	1	1	2	2	2										3	3	3
	福祉	男				3	3	2										3	3	2
		女				2	2	2										2	2	2
		計				5	5	4										5	5	4
	農学	男				6	6	4										6	6	4
		女				4	3	2										4	3	2
		計				10	9	6										10	9	6
畜産	男				1	1	1										1	1	1	
	女				3	2	1										3	2	1	
	計				4	3	2										4	3	2	
林業	男				2	2	1										2	2	1	
	女				1	1											1	1		
	計				3	3	1										3	3	1	
水産	男	3	3	1	2	2	2										5	5	3	
	女																			
	計	3	3	1	2	2	2										5	5	3	
総合土木	男	1	1		6	6	5	1									8	7	5	
	女				1	1	1										1	1	1	
	計	1	1		7	7	6	1									9	8	6	
建築	男				4	4	2										4	4	2	
	女																			
	計				4	4	2										4	4	2	
計	男	10	10	2	139	131	41	3	2		3	3					155	146	43	
	女	2	2	1	83	80	30				2	2					87	84	31	
	計	12	12	3	222	211	71	3	2		5	5					242	230	74	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
大卒程度・通常枠	行政	男	2	2		111	90	37				2	1	1				115	93	38	
		女	2	2	1	78	67	41	4	4		2	1	1				86	74	43	
		回答しない				1	1	1											1	1	1
		計	4	4	1	190	158	79	4	4		4	2	2				202	168	82	
	警察行政	男				2	2	1										2	2	1	
		女				3	2	1										3	2	1	
		計				5	4	2										5	4	2	
	化学	男				1												1			
		女	1			2	1	1										3	1	1	
		計	1			3	1	1										4	1	1	
	心理	男				1	1											1	1		
		女	1	1	1	2	2	1										3	3	2	
		計	1	1	1	3	3	1										4	4	2	
	福祉	男				4	2											4	2		
		女				3	3	2										3	3	2	
		計				7	5	2										7	5	2	
	保健師	男				1	1	1										1	1	1	
		女				4	4	2										4	4	2	
		計				5	5	3										5	5	3	
	保健師(病院)	男				1	1	1										1	1	1	
		女				2	2											2	2		
		計				3	3	1										3	3	1	
	農学	男	1	1		10	8	7	1	1								12	10	7	
		女				1												1			
計		1	1		11	8	7	1	1								13	10	7		
畜産	男				2	1					1	1					3	2			
	女				2	2	1										2	2	1		
	計				4	3	1				1	1					5	4	1		
林業	男				3	3	2										3	3	2		
	女																				
	計				3	3	2										3	3	2		
水産	男	1	1	1	3	1											4	2	1		
	女				2	2											2	2			
	計	1	1	1	5	3											6	4	1		
総合土木	男				7	6	4				2	2	1				9	8	5		
	女																				
	計				7	6	4				2	2	1				9	8	5		
建築	男																				
	女				2	2	1										2	2	1		
	計				2	2	1										2	2	1		
建築(警察)	男										1	1					1	1			
	女				1	1	1										1	1	1		
	計				1	1	1				1	1					2	2	1		
設備	男				1						1	1					2	1			
	女																				
	計				1						1	1					2	1			
計	男	4	4	1	147	116	53	1	1		7	6	2				159	127	56		
	女	4	3	2	102	88	51	4	4		2	1	1				112	96	54		
	回答しない				1	1	1										1	1	1		
	計	8	7	3	250	205	105	5	5		9	7	3				272	224	111		

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
大 卒 程 度 ・ 社 会 人 枠 (夏 期)	行政	男	6	6	1	24	21	3	4	4	1	6	6					40	37	5	
		女	2	2	2	12	11	2	2	2									16	15	4
		計	8	8	3	36	32	5	6	6	1	6	6						56	52	9
	警察行政	男				1	1		1	1									2	2	
		女				3	3					2	2	2					5	5	2
		計				4	4		1	1		2	2	2					7	7	2
	病院運営	男				1	1												1	1	
		女				3	3	2	1	1	1								4	4	3
		計				4	4	2	1	1	1								5	5	3
	化学	男	1	1	1	2	1	1											3	2	2
		女																			
		計	1	1	1	2	1	1											3	2	2
	心理	男																			
		女																			
		計																			
	福祉	男				3	3		1	1	1								4	4	1
		女				2	2	2	2	2	1								4	4	3
		計				5	5	2	3	3	2								8	8	4
	保健師	男																			
		女				1	1	1											1	1	1
		計				1	1	1											1	1	1
	保健師(病院)	男																			
		女				1	1	1	1	1									2	2	1
		計				1	1	1	1	1									2	2	1
	農学	男	1	1	1														1	1	1
		女																			
計		1	1	1														1	1	1	
畜産	男							1										1			
	女				1	1	1	1	1	1								2	2	2	
	計				1	1	1	2	1	1								3	2	2	
林業	男																				
	女																				
	計																				
水産	男																				
	女	1	1	1														1	1	1	
	計	1	1	1														1	1	1	
総合土木	男	1	1								2	2	1					3	3	1	
	女																				
	計	1	1								2	2	1					3	3	1	
建築	男				1	1												1	1		
	女																				
	計				1	1												1	1		
設備	男				1	1					1	1	1					2	2	1	
	女																				
	計				1	1					1	1	1					2	2	1	
計	男	9	9	3	33	29	4	7	6	2	9	9	2					58	53	11	
	女	3	3	3	23	22	9	7	7	3	2	2	2					35	34	17	
	計	12	12	6	56	51	13	14	13	5	11	11	4					93	87	28	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度・社会人枠(秋期)	行政	男	5	5	1	22	21	3	4	3		7	7					38	36	4
		女	4	4	2	22	22	4	3	2		7	7					36	35	6
		計	9	9	3	44	43	7	7	5		14	14					74	71	10
	総合土木	男				2	2	2										2	2	2
		女																		
		計				2	2	2										2	2	2
	計	男	5	5	1	24	23	5	4	3		7	7					40	38	6
女		4	4	2	22	22	4	3	2		7	7					36	35	6	
計		9	9	3	46	45	9	7	5		14	14					76	73	12	
短大卒程度	栄養士	男																		
		女				1	1		1	1	1							2	2	1
		計				1	1		1	1	1							2	2	1
	司書	男	1	1		1	1											2	2	
		女				1	1		2	1	1							3	2	1
		計	1	1		2	2		2	1	1							5	4	1
	計	男	1	1		1	1											2	2	
女					2	2		3	2	2							5	4	2	
計		1	1		3	3		3	2	2							7	6	2	
高卒程度	一般事務	男							10	9	5	22	22	11	2	2		34	33	16
		女										17	14	9				17	14	9
		計							10	9	5	39	36	20	2	2		51	47	25
	教育事務	男							5	5	3	20	20	15				25	25	18
		女							4	3	3	16	16	12				20	19	15
		計							9	8	6	36	36	27				45	44	33
	警察事務	男										1	1					1	1	
		女										11	11	7				11	11	7
		計										12	12	7				12	12	7
	農学	男																		
		女							2	2	1	1	1	1				3	3	2
		計							2	2	1	1	1	1				3	3	2
	畜産	男																		
		女																		
		計																		
	林業	男										5	2	2				5	2	2
		女																		
		計										5	2	2				5	2	2
	総合土木	男										9	9	7				9	9	7
		女										1	1					1	1	
		計										10	10	7				10	10	7
計	男							15	14	8	57	54	35	2	2		74	70	43	
	女							6	5	4	46	43	29				52	48	33	
	計							21	19	12	103	97	64	2	2		126	118	76	

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計			
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	
警察官試験	警察官A	男				91	60	23										91	60	23	
		女				32	16	10											32	16	10
		計				123	76	33											123	76	33
	警察官A (武道指導/柔道)	男				1	1	1											1	1	1
		女				1	1	1											1	1	1
		計				2	2	2											2	2	2
	警察官A (武道指導/剣道)	男				1	1	1											1	1	1
		女																			
		計				1	1	1											1	1	1
	警察官B	男								13	12	3	136	116	45	1	1		150	129	48
		女								4	2		42	36	15				46	38	15
		計								17	14	3	178	152	60	1	1		196	167	63
	計	男				93	62	25	13	12	3	136	116	45	1	1			243	191	73
		女				33	17	11	4	2		42	36	15					79	55	26
		計				126	79	36	17	14	3	178	152	60	1	1			322	246	99
合計	男	29	29	7	437	362	128	43	38	13	219	195	84	3	3			731	627	232	
	女	13	12	8	265	231	105	27	22	9	101	91	47					406	356	169	
	回答しない				1	1	1											1	1	1	
	計	42	41	15	703	594	234	70	60	22	320	286	131	3	3			1,138	984	402	

2 選 考

人事委員会規則で定める競争試験によることが不相当であると認められる職への採用は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2第1項ただし書）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

(1) 採 用 選 考

令和7年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定	部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職	7	3	1			11
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職				5		5
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの						
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの	2 (4)			2		4 (4)
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの	4			21		25
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの	12	153				165
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職	54		13			67
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職	2		6			8
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職						
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不相当であると人事委員会が認める職	4 (18)		8			12 (18)
計		85 (22)	156	28	28		297 (22)

(注) 1 発令日が 7. 4. 1～ 8. 3. 31 の採用者である。

2 () 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職名(職)	人員	部 局 別 人 員				
			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会
行政 職	部長級	1	1				
	次長級	1	1				
	課長級	6	5		1		
	副参事級						
	総括主幹級	2	2				
	主幹級	5	4	1			
	主査級	5	5				
	主事級	76	56		20		
計	96	74	1	21			
警察 職	警視	6				6	
	警部	10				10	
	警部補	6				6	
	巡査部長	4				4	
	巡査	2				2	
	計	28				28	
医療 職 (一)	部長級						
	次長級						
	課長級	3	1	2			
	副参事級						
	総括主幹級	7		7			
	技師 (医師)	74	1	73			
計	84	2	82				
医療職 (二)	主査 (獣医師)	1	1				
	技師 (管理栄養士)	2			2		
	技師 (獣医師等)	18	6	12			
	計	21	7	12	2		
医療職 (三)	技師 (看護師等)	55		55			
	計	55		55			
医療職 (四)	技師 (社会福祉士等)	6		6			
	計	6		6			
教育職 (二)	総括主幹級	4			4		
	計	4			4		
研究職	技師(学芸員)	2	1		1		
	技師(応用化学)	1	1				
	計	3	2		1		
合 計		297	85	156	28	28	

(2) 選 考 試 験

事務職を採用する障がい者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、令和7年度の状況は、次のとおりである。

ア 日程等

試 験	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	7. 8. 18	7. 8. 18 ～ 7. 9. 12	7. 10. 19 (7. 10. 27)	7. 11. 16 (7. 11. 28)	第1次：総合社会教育センター 第2次：総合社会教育センター

イ 実施状況

試 験	試験職種	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人数
			受験者	合格者	受験者	合格者		
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	一般・教育事務	21	16	11	11	4	4.0	4

(注) 1 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次に掲げる手帳等の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ① 身体障害者手帳又は身体障がいを有する旨が記載された診断書・意見書 ② 療育手帳等又は知的障がい者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

第4 給 与

1 令和7年 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月6日）

(1) 報告

I 給与に関する事項

1～7 略

8 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 月例給

ア 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を10,791円（3.04%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を15,014円（3.62%）下回っていることから、高卒者に係る初任給を6.5%（12,300円）引き上げて200,300円、大卒程度に係る初任給を5.5%（12,000円）引き上げて232,000円とし、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在籍する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在籍する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うことを勧告した。これらの状況を踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、人事院が医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.55月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.64月）を0.09月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間に
おける民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.1月分引き上げ、
4.65月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、国の期末手当及び勤勉手当の支給割合との均衡を
考慮し、期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分分配し、本年度については12月
期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降については期末手
当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めるこ
とが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並
びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当で
ある。

(3) 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、国の制度や他の都道府県の状況等
を勘案しながら、本県における通勤の実情を踏まえ措置してきており、近年の燃料
費等の状況や通勤環境の変化等を踏まえれば、支給額の上限を引き上げ、四輪の自
動車を使用する職員に対する通勤手当について上限を100km以上とし、80km以上の部
分について2km刻みで新たな距離区分を設けるとともに、駐車場等の利用に対する
通勤手当を新設し、令和8年4月1日から実施することが適当である。

(イ) 月の中途に採用された職員等の通勤手当

人事院は、職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、月の中途で採用さ
れた職員等に対し、採用時から通勤手当を支給できるよう措置することとしており、
その趣旨や他の都道府県の動向等を踏まえれば、国の制度に準じて措置することが
適当である。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、これまで国の制度を基本として措置してきており、人事院
が引上げを勧告したことや、他の都道府県の動向等を踏まえれば、人事院勧告の内容
に準じて改定することが適当である。

(5) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏ま
え、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当
する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置する
ことを勧告した。

本県において、給料表に定める給料月額の水準は、本県の最低賃金に相当する額を
上回る状況にあるが、他の都道府県の動向等に留意しながら、人事院勧告と同様の措
置について検討していくこととする。

9 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対応する観点から、在級期間に係る制度の廃止や特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大等を行うこととしている。

本県では職員の給与制度は国家公務員の制度を基本に措置してきており、在級期間に係る制度については、他の都道府県の動向等に留意しながら、国における制度の見直しの趣旨を考慮しつつ、本県の実情も踏まえて措置することが適当である。また、特地勤務手当に準ずる手当については、人事院勧告における支給対象の拡大の趣旨や他の都道府県の動向を踏まえれば、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

10 教員の処遇の改善

教員の処遇については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により、高度専門職にふさわしい処遇や、職務や勤務の状況に応じた処遇の実現等に関する措置を講ずることとされており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、法改正に至った経緯やその趣旨等を踏まえて適切に対応する必要がある。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

社会情勢が激しく変化する中、複雑化・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を継続的に確保していくことが不可欠である。

人材確保については、民間企業の採用意欲の高まりなどの影響も受け、厳しい状況が続いている。このため、職員採用試験においてもこれまでも多くの見直しを行ってきた結果、本年度の大卒程度試験の早期枠S P I方式と通常枠をあわせた受験者数は前年度を大きく上回るものとなった。しかしながら、職員採用試験の合格者のうち採用を辞退する者が増加傾向にあるなど、全体として人材確保の懸念が解消される状況には至っていない。

このような状況の下、公務遂行に必要な人材を確保していくためには、新規学卒者等の採用だけでなく、民間企業等における職務経験を有する社会人の採用や、高度の専門的な知識経験を必要とする業務等への任期付職員の採用など、現行の多様な採用制度を最大限に活用していくことが重要である。また、県職員の志望者を増やすため、職員採用試験について、受験しやすい環境の整備に継続的に取り組んでいくほか、多様でやりがいのある県職員の仕事について、その魅力を発信する取組や、勤務環境の改善、適切な処遇の確保など、採用辞退の抑制にも資する、働く場としての魅力を向上させる取組を引き続き進めていくことが重要である。

(職員採用試験の見直し)

職員採用試験については、公務を取り巻く環境の変化を見据え、職員採用試験が時代に即したものであるかどうか、多角的な観点から検証し、継続的に見直しを進めていくことが重要である。

本委員会では、本年度から大学卒業程度・早期枠S P I方式について試験職種を拡大する見直しを行ったところ、早期枠S P I方式と通常枠をあわせた受験者数は5年ぶりに400人を上回るものとなったが、技術職については、早期枠S P I方式と通常枠を合わせた受験者数は前年度を下回り、人材の確保が厳しい状況が続いている。

また、大学卒業程度・社会人枠試験については、本年度からこれまでの年1回（夏期）から年2回（夏期・秋期）の実施とし、夏期試験においては試験職種を9職種から15職種に拡大し、秋期試験においては2職種を募集した。その結果、本年度の受験者数は前年度を上回るものとなった。

図1 大卒程度（通常枠・早期枠S P I方式）
受験者数

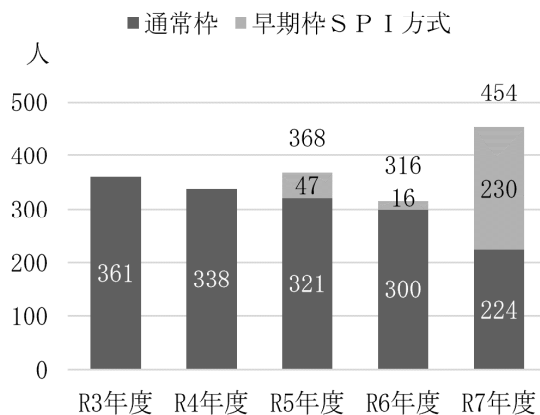
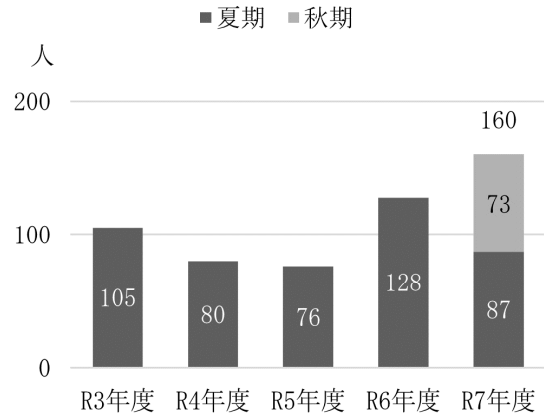


図2 大卒程度（社会人枠）受験者数



本委員会では、有為な人材の確保に向け、能力実証の観点に留意しつつ、国や他の都道府県における取組も参考にしながら、引き続き、職員採用試験の見直しに係る課題整理に取り組むとともに、大学卒業程度・社会人枠（秋期）や高校卒業程度の試験での技術職の試験職種の拡大の検討などを進めていく。

(仕事の魅力発信)

県庁が働く場として選ばれるためには、県職員の仕事への興味・関心をより高める必要があることから、学生等受験者となり得る層に対し、仕事の内容や魅力を積極的に発信することが重要である。

本委員会では、県職員の仕事が県民の生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールするため、任命権者と連携しながら、オンラインや対面による説明会の開催や、SNSによる積極的な情報発信などに取り組んでいるところである。

任命権者においても、インターンシップを実施し、公務に興味・関心を持つ学生に実務経験の場を提供するとともに、詳しい業務内容や県職員として働く魅力を紹介することなどで、仕事の魅力発信に積極的に取り組んでいるところである。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携しながら、より効果的な情報発信を追求し、受験者の一層の掘り起こしを行っていく。

(2) 人材の育成等

複雑化・多様化する行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材の確保とともに、人材育成の取組を充実させていくことが非常に重要である。

人材育成の取組の充実は、キャリア形成への関心が高い若手職員等に対して職場環境の魅力を高める効果が期待されるとともに、職員の組織への定着にもつながるものである。

県では、令和7年4月に「青森県職員育成・確保方針」を策定し、意欲を引き出す「職員育成」、成長し支え合う「職場環境」、多様で有為な「職員確保」の3つを柱とした取組を実施することとしており、各任命権者においては、この方針に基づき、職員一人ひとりが誇りとやりがいを持ち、能力を存分に発揮できる環境づくりを進めることが重要である。

(人材の育成)

人材の育成に当たっては、職員一人ひとりがその能力発揮に努めることはもとより、職員のニーズ等を踏まえつつ、各任命権者が職員の職位に応じた必要な知識を修得させる研修と職員個人の自律的・主体的な学びを支援する取組を進めることが重要である。

各任命権者においては、青森県職員育成・確保方針に基づき、職員の主体性を尊重した職員のキャリア形成支援の充実や効果的な職場外研修の実施など、人材育成の取組をより充実させていくことが必要である。

(人事評価制度に基づく人事管理)

人事評価は、職員がその職務を遂行する過程でみられた意欲・能力と実績を的確に把握し、評価することにより、その結果を任用、給与等の処遇や能力開発に反映させることを目的に実施するものであり、組織力の向上にも資するものである。

各任命権者においては、人事評価の意義に常に立ち返りつつ、評価の公正性、透明性、客観性の確保を図り、評価に対する職員の納得性や信頼性を更に高めることができるよう、制度全般や評価結果に対する相談対応も効果的に活用しながら、適切に運用していくとともに、併せて個々の職員のキャリア目標や学びの状況等を把握し、計画的な任用・育成に結び付けていくことが必要である。

(女性活躍の推進)

多様化する行政ニーズに対応し、県全体の行政サービスをなお一層向上させるためには、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことが重要である。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の積極的な拡大等を進めており、女性採用比率、管理職等に占める女性職員の割合ともに、目標を達成し、又は達成に向けて取り組んでいる。

各任命権者においては、引き続き、女性の受験者の確保に向け積極的に取り組むほか、個々の女性職員の意欲や適性を踏まえるとともに、ジェンダー平等の視点に立ち、人事配置や従事業務の多様化等に取り組んでいくことが必要である。

表7 女性採用比率

区分		目標	実績
知事部局等		40%以上	45.4% (R7.4.1)
教育委員会 (学校以外)		40%	66.7% (R7.4.1)
教育委員会 (学校関係)	教諭	—	55.2% (R7.4.1)
	その他	—	80.0% (R7.4.1)
警察		20%以上	41.1% (R6年度)

(注) 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである(次表において同じ。)

表8 管理職等に占める女性職員の割合

区分		目標	実績 (R7.4.1)
知事部局等 (副参事級以上)		R8.4.1までに 8%以上	8.9%
教育委員会 (学校以外・副参事級以上)		R8.4.1までに 10%以上	21.8%
教育委員会 (学校関係・校長、教頭、 事務長)		R8.4.1までに 16%以上	19.5%
警察	警察官 (警部補以上)	7%以上	7.1%
	警察行政職員 (主幹級以上)	50%以上	42.2%

(高齢層職員の能力の活用・発揮)

限られた人員の中で行政サービスの水準を継続して確保していくためには、長年にわたる業務の遂行により培われてきた豊かな知識や経験、高い技術力等を持つ高齢層職員の能力の一層の活用・発揮が重要である。

各任命権者においては、それぞれの職員の職責を踏まえながら、能力・経験に応じた人員配置や人材育成等に継続的に取り組んでいくとともに、その知識・経験を適切に継承していくことが必要である。

2 働き方改革・良好な勤務環境

(1) 柔軟な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員の柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現や健康の確保に資するものであり、ひいては仕事に対するやりがい・働きがいや公務職場の魅力の向上、有為な人材の確保にもつながると期待されるものである。

各任命権者においては、育児・介護職員を対象としたフレックスタイム制の導入や、テレワーク（在宅勤務）の対象者・実施回数等の拡充等を進めており、それぞれ個々の職員の事情に応じ活用されている。フレックスタイム制については、利用者の拡充等更に利用しやすい制度の構築を進めるとともに、公務能率の向上につながることを期待される勤務間のインターバル確保についても、国における取組等も参考にしながらその実施に向けた調査・研究を検討していく必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

(仕事と育児・介護の両立支援)

妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員の仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現はもとより、女性活躍の推進の観点からも重要である。本県においては、育児を行う職員の早出遅出勤務や時間外勤務の制限の請求の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の取得事由の拡大、育児に係る部分休業の取得形態の多様化等の見直しが行われるなど、職員が安心して働き続けられる環境の整備に継続して取り組んできている。

各任命権者においては、仕事と育児・介護の両立支援制度について、これらの事情を抱える職員に広く活用されるよう、周知等の取組が進められているが、国家公務員における取扱い等を踏まえながら、当該事情についての申出をした職員に対する意向確認等、制度を利用しようとする職員からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備の充実を図ることが必要である。

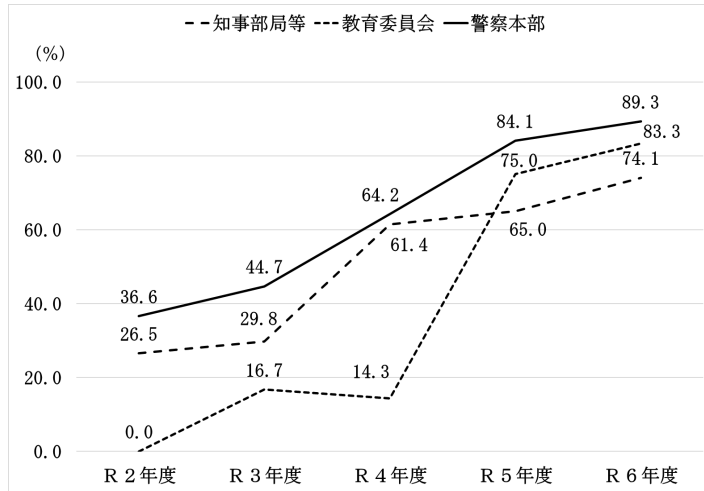
(男性職員の育児休業の取得促進)

各任命権者における積極的な取組により、育児休業取得率が着実に高まってきている。一方、その取得期間は、女性職員が6か月以上の割合がほとんどとなっているのに対し、男性職員は6か月未満の割合が非常に高くなっている。

各任命権者においては、更なる取得率の向上及び取得期間の長期化に向け、男性職員が安心して希望する育児休業を取得できるよう、引き続き、全職員による理解の醸成、代替職員の確保、長時間勤務の是正に努めるなど、仕事と生活の両立・調和を支

援していくことが必要である。

図3 男性職員の育児休業取得率



- (注) 1 各任命権者による公表資料から本委員会がまとめたものである(次表において同じ。)
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない(次表において同じ。)

表9 育児休業取得期間6か月未満の男性職員の割合

(単位：%)

部局等	年次	R6年度
知事部局等		83.7
教育委員会		100.0
警察本部		100.0

(3) 時間外勤務の縮減等

職員の働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの実現など、良好な勤務環境を整備する上で、また、職員の健康・意欲・能力の向上や有為な人材の確保、組織の活力の維持の観点から、長時間勤務の是正や年次休暇の取得促進は引き続き重要な課題である。

(時間外勤務の縮減)

各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けた取組が継続的に行われている。過去5年間の推移を見ると、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数はおおむね減少傾向にあり、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害等により業務量が増加する前の令和2年度の水準にまで戻ってきている。

各任命権者においては、定期的に把握している時間外勤務の状況の詳細な要因分析を行った上で、引き続き、管理職員によるマネジメントを強化し、業務見直しによる業務量の縮減やデジタル技術の活用等による業務の効率化、DX化を図るなど、時間外勤務の縮減に向けて不断に取り組むとともに、適正な職員配置や機動的な対応が求められる災害時等における柔軟な業務分担等についても検討していくことが必要である。

図4 職員1人当たりの月平均
時間外勤務時間数

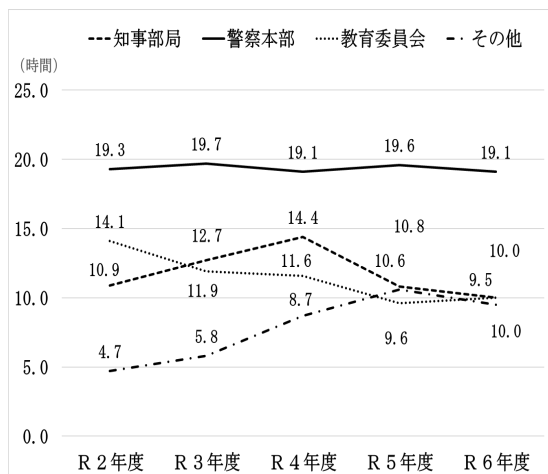
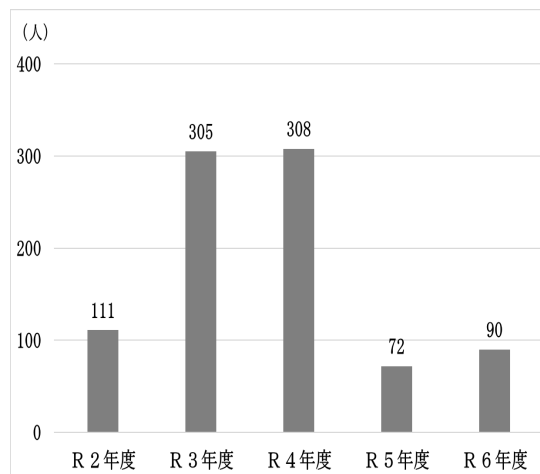


図5 月100時間以上の時間外勤務を
行った延べ職員数（全体）



- (注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(教職員の働き方改革)

県教育委員会においては、教職員が心にゆとりを持って児童生徒等と向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を行うことができるよう、「学校における働き方改革プラン」に基づき、各市町村教育委員会とも連携しながら、学校における教職員の多忙化解消に向けた取組が意欲的に進められている。

このような中、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）により、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表及びその実施状況の公表等を教育委員会に義務付けることとされたほか、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標として必要な措置を講ずること等が政府に求められることとなった。

県教育委員会においては、法改正に至った経緯やその趣旨等も踏まえながら、引き続き、学校における働く環境を着実に改善し、多忙化が解消されるよう取り組んでいく必要がある。

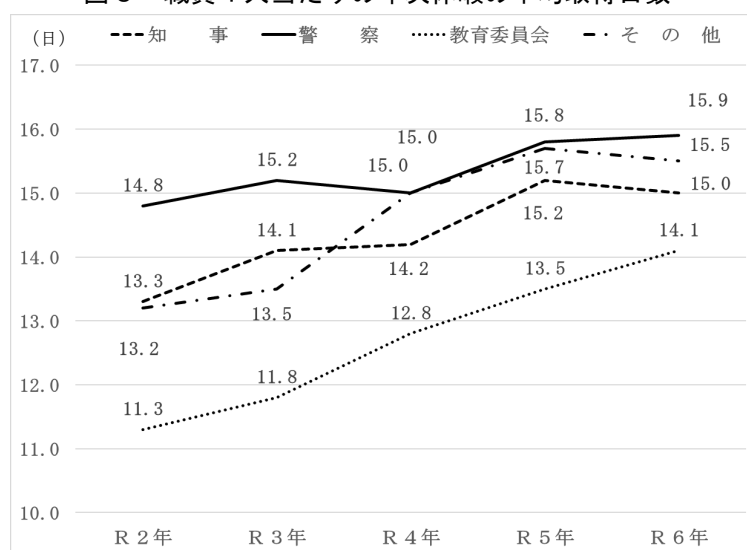
(年次休暇の取得促進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画で、職員1人当たりの年次休暇取得日数の目標を16日としており、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、取得日数が特に少ない職員に対して個別に呼び掛けるなど、年次休暇の取得促進に向けた取組が進められている。

過去5年間の職員1人当たりの年次休暇の取得日数の推移を見ると、おおむね増加傾向にあり、各任命権者においては、管理職員をはじめとする職員一人ひとりの年次休暇取得に対するより一層の意識改革に努めるとともに、取得状況の詳細な分析によ

り課題を把握することなどにより、休暇を取得しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいくことが必要である。

図6 職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数



- (注) 1 各任命権者における実態を把握するために本委員会が行った調査の結果をまとめたものである。
 2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

(4) 健康の保持増進

一人ひとりの職員がその能力を遺憾なく発揮し、職務を遂行するためには、心身ともに健康であることが何物にも代えがたいことであり、特に、職員の心の健康の保持増進が極めて重要である。

各任命権者においては、心の健康づくりに係る様々な対策を講じてきているが、長期の病気休暇取得者・退職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。

各任命権者においては、引き続き、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握、個別の健康相談の実施、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れた職員に寄り添った適切なフォローや円滑なコミュニケーション等を丁寧に進めるとともに、メンタルヘルス不調となった職員に対する円滑な職場復帰や再発防止に向けた支援、これらの取組等についての理解を深めていくためのメンタルヘルス研修の実施など、全ての職員がいきいきと働ける職場づくりに取り組んでいくことが必要である。

(5) ハラスメントの防止等

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけるとともに、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招き、ひいては貴重な人材の損失に重大な影響を及ぼす不適切な行為である。近

年は、社会全体でカスタマー・ハラスメントへの関心が高まっており、被害にあったと感じる職員も見受けられる状況にある。

各任命権者においては、苦情相談体制の整備、研修の充実、定期的な啓発・周知の取組などが進められているが、近年、本委員会への苦情相談のうちハラスメントに関するものが高い割合を占める状況にある。

各任命権者においては、引き続き、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについての理解を深めるとともに、無意識の思い込みや先入観を持たずにコミュニケーションを図ることができるよう、ハラスメント・ゼロの職場づくりに向けたより実効性のある取組を進め、安心して職務に従事でき、また、風通しのよい良好な職場環境や組織風土をつくっていくことが必要である。併せて、多様性を認め合う社会づくりを目指し、性的マイノリティに対するハラスメントや障がいをもつ職員への合理的配慮についての理解を深めていけるよう取り組んでいくことが必要である。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

ア 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に11,500円をそれぞれ加算した額とすること。

ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とすること。

エ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に11,500円をそれぞれ加算した額と

すること。

オ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、同表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とすること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。

イ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者で四輪の自動車を使用する職員のうち、自動車等の使用距離が片道4キロメートル以上である職員に対する通勤手当の額を64,200円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき人事委員会規則で定める額を2,000円に加算した額とすること。

(イ) 自動車等使用者で四輪の自動車を使用する職員以外の職員のうち、自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上である職員に対する通勤手当の額を21,700円の範囲内でその使用距離に応じ、支給単位期間につき人事委員会規則で定める額を2,000円に加算した額とすること。

(ウ) 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(エ) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

ウ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

エ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（勤務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円）とすること。

オ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.3月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の改正

教職調整額の額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の内容に沿って改定すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のオの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、1の(1)のイからオまで及び4については令和8年1月1日から、1の(2)のイ及びオの(イ)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

1の(2)のウの改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、令和7年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	R8.1.1	職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正による多学年学級担当手当の廃止及び義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し内容を踏まえ、所要の改正を行った。
	R8.4.1	義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し内容を踏まえ、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	R7.7.2	災害応急警備等手当について、職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正を踏まえ、人事院規則の内容に準じ、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-38 (給料表の適用範囲)	R8. 1. 1	教育職給料表適用職員の本給加算対象職員について、職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行った。
	R8. 4. 1	栄養士法の改正に伴う人事院規則の一部改正に準じて、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	R8. 4. 1	栄養士法の改正等に伴う人事院規則の一部改正に準じて、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-44 (通勤手当)	R8. 4. 1	職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	R8. 3. 18 (R7. 4. 1適用)	へき地教育振興法施行規則の一部改正によるへき地手当に準ずる手当に係る支給対象職員の明確化を踏まえ、所要の改正を行った。
	R8. 4. 1	へき地手当の支給対象となる学校の移転等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当)	R7. 12. 15 (R7. 4. 1適用)	初任給調整手当の支給限度額の改正に伴い、職員の区分及び期間区分ごとに定めている手当額の改正を行った。
人事委員会規則 7-65 (宿日直手当)	R7. 12. 15 (R7. 4. 1適用)	宿日直手当の支給限度額の改正に伴い、手当額の改正を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	R8. 4. 1	青森県行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当)	R7. 12. 15 (第1条 R7. 12. 1適用、第2条 R8. 4. 1施行)	勤勉手当の支給割合の改定に伴い、成績率の改定を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-85 (寒冷地手当)	R7.7.23	手当の支給区分に係る扶養親族の範囲について、内閣官房令の一部改正の内容に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-95 (地域手当)	R8.4.1	人事院規則の一部改正に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-111 (1 (特勤勤務手当等))	R7.10.29	準特地公署の所在地の地番変更に伴い、所要の改正を行った。
	R8.2.6 (R7.4.1適用)	職員の給与に関する条例の一部改正による特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象職員の範囲の拡大等を踏まえ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-133 (3 (義務教育等教員特別手当))	R8.1.1 (準備行為： R7.12.24)	職員の給与に関する条例の一部改正による支給基準の改正及び支給限度額の引上げを踏まえ、手当額の改正を行うとともに、関連する規則(人事委員会規則 7-0 (給料等の支給))について所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-162 (2 (管理職員特別勤務手当))	R8.4.1	手当額の割増し支給について、人事院規則の内容に準じ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-166 (6 (扶養手当))	R8.4.1	扶養親族該当性の判断に用いる所得限度額について、人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-199 (9 (退職手当の支給制限等に係る書面の様式))	R7.6.1	刑法の改正を踏まえた職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
	R7.10.1	審査請求ができる期間等の起算日に関する文言について、内閣官房令の一部改正の内容に準じ、所要の改正を行った。

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和7年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R7.10.1	介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯等について、人事院規則の一部改正の内容に準じ、所要の改正を行った。
	R8.4.1	出生サポート休暇に係る付与日数及び子の看護等休暇に係る取得事由を拡大するため、所要の改正を行った。
人事委員会規則13-9 (職員の育児休業等に関する規則)	R7.10.1	部分休業をすることができる非常勤職員の要件について、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

第 6 審 査

1 不利益処分についての審査請求

令和7年度においては、新たな審査請求が3件あり、前年度から繰り越した3件と合わせた6件のうち3件について処理を行い、年度末における係属事案は3件である。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	請求内容	申立年月日 (申立人数)	審理方式	処理年月日	処理結果
県	懲戒免職処分取消請求	R6. 1. 17 (1)	書面審理	R8. 2. 25	処分承認
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 20 (1)	書面審理	R7. 4. 30	取下げ
委託	減給処分取消請求	R7. 1. 27 (1)	書面審理	R7. 5. 19	取下げ
委託	戒告処分取消請求	R7. 9. 5 (1)	書面審理	継続	
委託	懲戒免職処分修正請求	R8. 1. 19 (1)	書面審理	継続	
委託	懲戒停職処分修正請求	R8. 2. 6 (1)	口頭審理	継続	

2 勤務条件に関する措置要求

令和7年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和7年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

令和7年度においては、18件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与等関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関係	公平審査 関係	ハラスメ ント関係	計
県	2	1	1			3	7
委託	3	1			1	6	11

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和7年度においては、意見聴取の申出はなく、前年度から繰り越した1件について、元職員は、職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるには十分と言いき、当委員会において同条第2項の規定による退職手当の支給制限処分の妥当性を判断することができない旨の意見を述べた。

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 労働基準法別表第一の号別区分

令和7年度において、事業所等の新設、廃止又は改称により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加、削除又は改称した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の新設により号別区分に追加したもの	各農林水産事務所水産事務所	3号	R7.4.1	R7.4.1
	各県土整備事務所（同港管理所及び同道路河川事業所を含む。）			
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	各地域県民局農林水産部水産事務所	3号		
	各地域県民局地域整備部（同港管理所および同道路河川事業所を含む。）			
事業所等の改称	各保健所	13号		

2 事業所調査等

(1) 事業所調査

ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和7年11～12月

ウ 調査対象事業所数 10事業所（知事部局3、教育委員会3、警察本部4）
（12号事業所6、官公署4）

エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・時間外勤務・宿日直勤務・休暇
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

オ 調査結果

(ア) 労働基準法関係

- ・人事委員会の許可回数を超えた宿日直の実施 [3]

(イ) 労働安全衛生法関係

- ・化学物質管理者の未選任 [2]
- ・特定化学物質（溶接ヒューム）作業主任者の未選任 [1]
- ・木材加工用機械作業主任者の未選任 [1]

※ [] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和6年度下半期：85事業所

令和7年度上半期：85事業所

エ 調査結果

令和7年9月30日までの期間中、1事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和7年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	3	3	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	1	1	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新 規	59	〃 第36条
	更 新	26	
断続的な宿直又は日直勤務許可	23	23	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	37	33	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	13	11	〃 第13条
定期健康診断結果報告	114	69	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告書	68	68	〃 第52条の21
機械等設置届	4	2	〃 第86条

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
機械等変更届	0	0	労働安全衛生規則第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	8	8	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	6	5	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	0	0	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	53	26	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	28	16	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	4	2	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

第8 職員団体等

1 職員団体の登録

令和7年度において、当委員会の登録を受けている職員団体は、42団体である。また、青森県職員組合ほか34団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

令和7年度における変更登録等の状況及び令和7年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

(1) 令和7年度における変更登録の状況

区分	登録団体数	変更登録団体数	登録取消等団体数	変更登録事項（件数）		
				規約	役員の氏名等	計
県関係	6	5	0	0	5	5
委託関係	36	30	0	4	38	42
計	42	35	0	4	43	47

(2) 令和7年度末における登録職員団体の状況

ア 県関係（6団体）

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和7年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	加藤 篤	青森市	有	役員の氏名等（R7. 5. 12）
教職員	青森県高等学校・障害児学校教職員組合	S28. 1. 30	逢坂 拓	〃	〃	〃（R7. 4. 14）
〃	青森県教職員組合	S28. 4. 15	田村 文子	〃	〃	〃（R7. 4. 11）
〃	青森県北地方教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃（R7. 4. 14）
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	むつ市	有	
〃	日教組青森県教職員組合	H2. 1. 24	藤田 冬芽	五所川原市	有	役員の氏名等（R7. 4. 15）

イ 委 託 関 係 (3 6 団 体)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 7 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	森 良 江	青 森 市	有	役 員 の 氏 名 等 (R7. 12. 16)
〃	弘 前 市 職 員 組 合	〃	芳 賀 一 弥	弘 前 市	〃	
〃	つ が る 市 職 員 組 合	〃	欠 員	つ が る 市	〃	役 員 の 氏 名 等 (R7. 4. 25)
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	米 内 山 尚 大	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 (R7. 10. 2)
〃	東 北 町 職 員 組 合	S42. 5. 30	戸 澤 洋	〃	〃	〃 (R7. 8. 20)
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	佐 々 木 広 和	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	〃	〃 (R7. 6. 23)
〃	鱒 ケ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	佐 藤 仁	西 津 軽 郡 鱒 ケ 沢 町	〃	〃 (R8. 3. 10)
〃	深 浦 町 職 員 組 合	S42. 12. 2	根 上 要	西 津 軽 郡 深 浦 町	〃	〃 (R7. 4. 25) 〃 (R7. 10. 22)
〃	横 浜 町 職 員 組 合	S42. 11. 2	前 田 侑 佑	上 北 郡 横 浜 町	〃	〃 (R8. 1. 8)
〃	三 沢 市 職 員 組 合	S43. 6. 24	平 出 晃 一	三 沢 市	〃	〃 (R7. 10. 23)
〃	黒 石 市 職 員 組 合	S44. 9. 18	大 瀬 公 正	黒 石 市	〃	〃 (R7. 4. 22) 〃 (R7. 10. 8)
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	松 山 洋 平	平 川 市	〃	〃 (R7. 6. 26) 〃 (R7. 12. 9)
〃	大 間 町 職 員 組 合	S46. 9. 2	傳 法 政 仁	下 北 郡 大 間 町	〃	〃 (R7. 12. 22)
〃	鶴 田 町 職 員 組 合	S48. 10. 15	齋 藤 奈 央	北 津 軽 郡 鶴 田 町	〃	〃 (R7. 12. 1) 規 約 (R7. 12. 3)
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	佐 々 木 了 磨	十 和 田 市	〃	役 員 の 氏 名 等 (R7. 4. 25) 〃 (R7. 11. 21)

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和7年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	欠員	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (R7. 4. 15) " (R7. 7. 10)
"	八戸市職員組合	S57. 1. 11	漆戸 啓二	八戸市	"	" (R7. 12. 12)
"	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	大宮 裕之	東津軽郡蓬田村	"	" (R7. 4. 11) 規約 (R7. 9. 18) 役員の氏名等 (R7. 11. 25)
"	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	川崎 洋輔	下北郡風間浦村	"	" (R7. 5. 1) " (R8. 2. 24)
"	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	小笠原大倫	東津軽郡外ヶ浜町	"	
"	むつ市職員組合	S42. 10. 16	武田 祐典	むつ市	"	役員の氏名等 (R7. 11. 18)
"	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	欠員	五所川原市	"	" (R7. 4. 25)
"	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	田中 繁幸	上北郡おいらせ町	"	" (R7. 5. 1) " (R8. 3. 17)
"	六戸町職員組合	H10. 7. 13	田中 大輔	上北郡六戸町	"	" (R8. 3. 31)
"	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	"	" (R7. 4. 22) " (R7. 7. 23)
"	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	中嶋 真哉	五所川原市	無	
"	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	大久保洋史	むつ市	"	役員の氏名等 (R7. 11. 18)
"	今別町職員組合	H15. 2. 12	島貫 一也	東津軽郡今別町	有	
"	階上町職員組合	H15. 11. 27	中居 勉	三戸郡階上町	"	
"	つがる西北五広域連合環境職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 淳一	五所川原市	無	規約 (R7. 10. 16)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事務所の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 7 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 (登 録 等 年 月 日)
市 町 村 職 員	一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー 職 員 組 合	H17. 11. 29	山 本 由 香 里	む つ 市	無	役 員 の 氏 名 等 (R7. 11. 18)
〃	藤 崎 町 職 員 組 合	H18. 1. 19	木 村 大 公	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	〃 (R7. 9. 25)
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	H21. 11. 20	成 田 良 輝	北 津 軽 郡 中 泊 町	無	〃 (R7. 12. 26)
〃	東 通 村 職 員 組 合	H23. 8. 17	上 路 一 仁	む つ 市	〃	
〃	大 鰐 町 職 員 組 合	H24. 6. 14	福 田 和 光	南 津 軽 郡 大 鰐 町	〃	役 員 の 氏 名 等 (R8. 1. 8)
〃	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	神 山 哲 哉	上 北 郡 七 戸 町	〃	規 約 (R7. 12. 1) 役 員 の 氏 名 等 (R7. 12. 1)

2 管理職員等の範囲の指定

令和7年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

(1) 県 関 係

機 関			新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知 事 部 局	各課等共通	副参事（室の人事事務等を主として担当するものに限る。）		R7.5.23
		財 政 課	総括副参事		
出先機関	地域県民局			局長	
		各 部 共 通		部長	
		地域連携部		総務チームリーダー	
		県 税 部		次長、庶務担当課長等	
		地 域 健 康 福 祉 部		保健総室の総室長、次長、庶務担当課長等、福祉総室の総室長、次長、福祉こども総室の総室長、次長、こども相談総室の総室長、こども女性相談総室の総室長、次長、庶務担当課長等	
		地 域 農 林 水 産 部		次長、庶務担当課長等、家畜保健衛生所長、水産事務所長	
	地域整備部		次長（地域整備部の人事事務等を主として担当するものに限る。）、庶務担当課長等、港管理所長、道路河川事業所長		

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
県税事務所		所長、次長、庶務担当課長等		R7.5.23
児童相談所		所長、次長、庶務担当課長等		
女性相談支援センター		所長、次長		
地域連携事務所		所長、庶務担当課長等		
環境管理事務所		所長		
保健所		所長、次長、庶務担当課長等		
福祉事務所		所長、次長、庶務担当課長等		
農林水産事務所		所長、次長、庶務担当課長等、家畜保健衛生所長、水産事務所長		
県土整備事務所		所長、次長（当該県土整備事務所の人事事務等を主として担当するものに限る。）、庶務担当課長等、港管理所長、道路河川事業所長		

(2) 委 託 関 係

団 体	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	出先機関	あおもり親子 はぐくみプラ ザ	所長		R7.6.9
弘 前 市	本 庁	市長部局	主幹（人事担当）		
八 戸 市	本 庁	市長部局	主事（職員団体、勤務 条件担当）		
黒 石 市	本 庁	市長部局	主査（秘書担当）	参事(庁舎管理担当)、 課長補佐(庁舎管理担 当)	
五所川原市	本 庁	市長部局	こども家庭センター所 長		
十 和 田 市	本 庁	市長部局	所長		
三 沢 市	本 庁	市長部局	給与厚生係長、人事戦 略係長、公共施設マネ ジメント係長	人事管理係長、管財係 長、政策調整係長	
む つ 市	本 庁	市長部局	主任（人事担当）		
		教育委員会事 務局	主任（人事担当）		
横 浜 町	本 庁	町長部局	企画財政課課長補佐		
東 北 町	出先機関	支所（東北支 所）	支所長		
階 上 町	本 庁	教育委員会事 務局	室長		
八戸地域広 域市町村圏 事務組合			八戸リサイクルプラザ 所長		
西北五環境 整備事務組 合				事務局長、課長、課長 補佐、所長	
西北五広域 福祉事務組 合			事務局長		
つがる西北 五広域連合			室長、所長、総務係長		
	義務教育学校		校長、教頭		

第9 公平委員会事務の受託

令和7年度において、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村24一部事務組合3広域連合の計67団体となっている。

1 市町村関係

委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日	委 託 市 町 村 名	委 託 年 月 日
青 森 市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘 前 市	H18. 4. 1	深 浦 町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八 戸 市	S30.10.25	西目屋村	S32. 4. 4	大 間 町	S37. 4. 1
黒 石 市	S30. 4. 1	藤 崎 町	H17. 7. 1	東 通 村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大 鰯 町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐 井 村	H 7. 4. 1
三 沢 市	S32. 4. 4	板 柳 町	S30.10.25	三 戸 町	S31. 4. 10
む つ 市	H 3.12.26	鶴 田 町	S30.10.25	五 戸 町	S30.10.25
つがる市	H17. 4. 1	中 泊 町	H17. 7. 1	田 子 町	S31. 4. 10
平 川 市	H18. 4. 1	野辺地町	S30.10.25	南 部 町	H18. 4. 1
平 内 町	S41. 1. 1	七 戸 町	H17. 7. 1	階 上 町	S29. 1. 5
今 別 町	S30.10.25	六 戸 町	S30. 4. 1	新 郷 村	S31. 9. 5
蓬 田 村	S30.10.25	横 浜 町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東 北 町	H17. 7. 1		

2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	田子高原広域事務組合	R2.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	津軽広域水道企業団	R3.3.29
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1	久吉ダム水道企業団	R3.3.29
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1	八戸圏域水道企業団	R3.3.29
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1		
中部上北広域事業組合	S47.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1		
下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森県市長会館管理組合	R2.4.1		

3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額に特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

第 1 0 そ の 他

1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
(7. 3. 3)	(令和7年度青森県職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式)公告)
7. 4. 1	第1回委員会
4. 2～15	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式)第1次試験
4. 25	第2回委員会
5. 7	令和7年度青森県職員採用試験(大卒程度・通常卒及び大卒程度・社会人卒(夏期))公告
5. 9	ブロック委員長・事務局長会議(仙台市)
5. 12	第3回委員会
5. 16～18	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式(行政職))第2次試験
5. 24～25	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式(技術職))第2次試験(面接)
5. 30	第4回委員会
6. 3	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式(行政職))合格発表
6. 6～19	職員採用試験(大卒程度・社会人卒(夏期)(行政職))第1次試験
6. 15	職員採用試験(大卒程度・通常卒及び大卒程度・社会人卒(夏期)(技術職))第1次試験
〃	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式(技術職))第2次試験(専門・論文)
6. 16	第5回委員会
6. 25	第6回委員会
6. 27	第133回全国人事委員会連合会総会(東京都)
〃	職員採用試験(大卒程度・早期卒SPI方式(技術職))合格発表
7. 4	面接技法講習会
〃	令和7年度青森県職員採用試験(短大卒・高卒程度)公告
7. 15	第7回委員会
7. 3～4	第68回公平審査事務研修会(さいたま市)
7. 19～27	職員採用試験(大卒程度・通常卒)第2次試験
8. 8	第8回委員会
〃	令和7年度青森県職員採用試験(大卒程度・社会人卒(秋期))公告
〃	青森県庁技術職1DAY職場訪問・事務職採用試験(高卒程度)説明会
8. 12	職員採用試験(大卒程度・通常卒)合格発表
8. 16～17	職員採用試験(大卒程度・社会人卒(夏期))第2次試験
8. 18	障がい者採用選考試験公告
8. 22	第9回委員会
8. 27	ブロック委員・事務局長合同会議(青森市)
8. 29	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議(Web開催)
9. 1	第10回委員会
9. 4	ブロック給与事務会議(盛岡市)
9. 10	第11回委員会
9. 12	職員採用試験(大卒程度・社会人卒(夏期))合格発表
9. 17	第12回委員会
9. 17～30	職員採用試験(大卒程度・社会人卒(秋期)(行政職))第1次試験
9. 24	第13回委員会
9. 28	職員採用試験(短大卒・高卒程度及び大卒程度・社会人卒(秋期)(技術職))第1次試験

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
7. 9. 30	第 1 4 回委員会
10. 6	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 19	障がい者選考第 1 次試験
10. 22	第 1 5 回委員会
10. 28～11. 1	職員採用試験（短大卒・高卒程度）第 2 次試験
11. 13	第 1 6 回委員会
11. 15	職員採用試験（大卒程度・社会人卒（秋期））第 2 次試験
11. 16	障がい者選考第 2 次試験
11. 18	職員採用試験（短大卒・高卒程度）合格発表
11. 25	第 1 7 回委員会
11. 28	第 1 8 回委員会
”	障がい者選考試験合格発表
12. 5	令和 7 年度採用試験担当者講習会（東京都）
12. 8	第 1 9 回委員会
12. 18	第 2 0 回委員会
12. 25	青森県庁 J O B セミナー
8. 1. 15	第 2 1 回委員会
1. 28	ブロック任用事務会議（山形市）
1. 30	第 2 2 回委員会
2. 4	ブロック給与事務研修会（福島市）
2. 10	第 2 3 回委員会
2. 25	第 2 4 回委員会
3. 2	青森県職員採用試験オンライン説明会
3. 13	第 2 5 回委員会
3. 24	第 2 6 回委員会

2 各種会議実施状況

(1) 全国人事委員会連合会関係

ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第 1 3 3 回 全人連総会	7. 6. 27 (東京都)	○永年勤続者の表彰 ○議 事 1 令和 6 年度決算について 2 令和 7 年度事業計画案及び予算案について 3 第 1 3 4 回総会について 4 令和 8 ・ 9 年度専門部会の運営について ○報 告 1 令和 6 ・ 7 年度専門部会の中間報告について 2 第 6 7 回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第 6 8 回公平審査事務研修会について 4 第 6 9 回公平審査事務研修会について 5 令和 7 年度理事について

		6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について ○役員選挙 ○講演 「最近の人事院の取組について」 人事院給与局次長 植村 隆生 氏
--	--	---

イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第68回 公平審査事務研修 会	7. 7. 3 ~ 4 (さいたま市)	○講演 「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長 越尾 淳 ○分科会研究討議

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係
ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	7. 5.9 (仙台市)	○講演 1 「地方公務員の給与・定員等について」 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室 課長補佐 窪田 優一 2 「地方公務員をめぐる状況について」 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 川田 さくら ○議 事 1 令和6年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 令和7年度分担金について 3 令和7年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 4 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 委員会の選出について 5 令和7年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 委員会の選出について 6 令和7年度全国人事委員会連合会役員(会長・副会 長)選出のための選考委員の選出について ○報 告 1 令和7年度全国人事委員会連合会理事の選出につ いて 2 令和7年度全国人事委員会連合会役員会の概要につ いて
委員・事務局長 合同会議	7. 8.27 (青森市)	1 委員・事務局長合同会議 ① 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討 状況について

		<ul style="list-style-type: none"> ② 採用試験制度の見直し等について <p>2 委員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職務経験者採用の実施について ② 早期卒試験の実施状況について <p>3 事務局長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門試験を課さない場合の専門性の能力実証及びその検証について ② 障がい者を対象とした採用選考の実施状況等について ③ 採用後の職員に係る勤務状況の把握について ④ 改正給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律）に係る検討状況について ⑤ 定年引き上げに付随した特別休暇の制定状況について ⑥ 教育職員の長時間労働（在校等時間）に対する指導について ⑦ 労働基準監督機関としての調査・指導等について
--	--	---

イ 課長会議

会議名	開催日・開催地	議題等
給与事務会議	7. 9. 4 (盛岡市)	<p>1 課長・係長合同会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議事項 教員の処遇改善に向けた給与制度の見直しについて <p>2 分科会</p> <p>(1) 課長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公民比較における較差算定の取扱いについて ② 在級期間の廃止について <p>(2) 係長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初任給の公民較差の状況について ② 給料表の号給増設について ③ 通勤手当の改定について ④ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置について ⑤ 特地公署の指定基準等について ⑥ 特地勤務手当等の見直しについて ⑦ 暫定再任用職員等の処遇改善について ⑧ 給与業務の効率化について ⑨ 人事院報告・勧告に対する各団体の検討状況

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	8. 2. 4 (福島市)	<p>○意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在級期間表の見直し・廃止について 2 教員の処遇改善に係る規則等の改正状況について 3 暫定再任用職員等の処遇改善について 4 職務経験採用者に関する初任給の決定について 5 専門職種（土木職等技術系）の給与上の処遇について 6 通勤手当の見直しについて 7 月の中途に採用された職員等の通勤手当の支給方法に係る見直しへの対応について 8 地域別最低賃金に相当する額を下回らない月額給与水準を確保するための手当の措置について 9 クマ被害対策等の業務への特殊勤務手当支給について 10 人事委員会勧告に伴う影響額の算出について 11 通知改正等に係る人事委員会への付議について 12 職種別民間給与実態調査の管内母集団事業所の新規発掘について 13 勤勉手当に係る査定原資について 14 年次休暇の取得単位について 15 勧告書のペーパーレス化について 16 会計年度任用職員に対する人事委員会の取組について

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	8. 1. 28 (山形市)	<p>○意見交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役付職員の採用について 2 短大卒程度の職員採用試験について (短期大学卒業程度試験の実施職種について) 3 応募者確保対策の実施状況について 4 職務経験者採用試験の周知方法等について 5 大学卒業程度採用候補者試験（技術職）の実施時期や試験内容等について (技術職の確保について) (大学卒業程度試験（先行実施枠）における技術系職種受験者の専門知識の確認について) <p>○情報交換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広報事務に係る求人掲載について 2 SNSでの情報発信について 3 高校卒業程度試験（技術系職種）の受験者確保について 4 募集広報活動における紹介職員等の選定方法について 5 大学3年生が受験可能な試験について

		6 大学卒業程度試験の早期化について 7 大学卒業程度試験（先行実施枠）における合格者の質について 8 第1次試験の合格者数について 9 第1次試験の合格基準点について 10 採用試験業務の効率化について 11 論作文試験、集団討論の在り方について 12 採用試験におけるCBT・オンライン形式の試験の検討・実施状況について
--	--	--

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	7. 8.29 (Web開催)	1 地方公務員制度等の諸課題について 2 人事院の勧告について 3 給与及び定員管理の諸課題について 4 人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について 5 行政手続のオンライン化等について 6 地方公務員の労働安全衛生について 7 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について 8 地方行革について 9 持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けた取組について 10 消防行政について 11 都道府県と市町村が連携したDX推進体制におけるデジタル人材の確保について 12 公益通報者保護法改正の要点 13 自治大学の研修事業について